八　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権（第二十五条の十の二第十五項第十二号に規定する転換社債の転換権を含む。）若しくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等（以下この号において「株主等」という。）として与えられた場合（当該非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）若しくは当該非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権（所得税法施行令第八十四条第四号に掲げるものを除く。）の行使又は当該非課税口座内上場株式等について与えられた同法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、当該取得する上場株式等の当該非課税口座への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

九　前各号に掲げるもののほか財務省令で定める上場株式等

10　前項各号に規定する事由により取得した上場株式等で非課税口座に受け入れなかつたものがある場合には、当該上場株式等については、当該事由が生じた時に当該非課税口座に受け入れたものと、その受入れ後直ちに当該非課税口座から法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座へ移管があつたものとそれぞれみなして、同条第一項から第四項までの規定及び第八項の規定を適用する。

11　法第三十七条の十四第六項に規定する平成二十三年一月一日において国内に住所を有しない者に係る政令で定める日は、当該国内に住所を有しない者が同年一月一日後最初に国内に住所又は同項に規定する財務省令で定める場所を有することとなつた日とする。

12　法第三十七条の十四第六項に規定する政令で定める書類は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の同項に規定する基準日における国内の住所（当該基準日に国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び次条において同じ。）の所在地を管轄する市町村長から交付を受けた住民票の写し、住民票の記載事項証明書その他の財務省令で定める書類で、当該基準日における居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の国内の住所の記載があるものとする。

13　法第三十七条の十四第六項に規定する再交付の申請の場合に係る政令で定める日は、再び同項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）をする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該申請書の提出をする日以後最初に非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日以後一年を経過する日とする。

14　金融商品取引業者等の営業所の長に法第三十七条の十四第六項の申請書の提出又は非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その提出をする際、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の次項に規定する書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知しなければならない。

15　法第三十七条の十四第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める書類は、これらの規定に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、外国人登録証明書その他の財務省令で定める書類のいずれかの書類とする。

16　金融商品取引業者等の営業所の長は、第十四項の規定による告知があつた場合には、当該告知があつた氏名、生年月日及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

一　法第三十七条の十四第六項の申請書の提出があつた場合　当該告知の際に提示を受けた前項に規定する書類に記載された氏名、生年月日及び住所

二　非課税口座開設届出書の提出があつた場合　当該告知の際に提示を受けた前項に規定する書類に記載された氏名、生年月日及び住所並びに当該非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された氏名及び生年月日

17　前項の場合において、同項第二号の非課税口座開設確認書の交付を受けた後にその交付を受けた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名が変更されているときは、同項の金融商品取引業者等の営業所の長については、同項のうち当該非課税口座開設確認書に記載された氏名に係る部分の規定は、適用しない。この場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から提示を受けた当該変更前の氏名の記載がある第十五項に規定する書類により、当該氏名に変更を生じた事実及び当該変更前の氏名と当該非課税口座開設確認書に記載された氏名が同じであるかどうかを確認しなければならない。

18　金融商品取引業者等の営業所の長は、第十六項又は前項後段の確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認に関する帳簿に当該確認をした旨を明らかにしなければならない。

19　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等の営業所の長に法第三十七条の十四第六項の申請書の提出又は非課税口座開設届出書の提出をしようとする場合において、当該申請書又は非課税口座開設届出書に記載された当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所が当該金融商品取引業者等の営業所が備え付ける前項の確認に関する帳簿に記載されているときは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、第十四項の規定による書類の提示を要しないものとする。ただし、当該申請書又は非課税口座開設届出書に記載された氏名又は住所が、当該帳簿に記載されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名又は住所と異なるときは、この限りでない。

20　法第三十七条の十四第九項第二号の承認を受けようとする同項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、その名称及び所在地、その提出しようとする同号に規定する光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

21　前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第二十五条の十三の次に次の六条を加える。

（非課税口座異動届出書等）

第二十五条の十三の二　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その氏名又は住所の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座異動届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該非課税口座異動届出書の提出に当たつては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第十五項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書に記載されている変更後の氏名又は住所が当該書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、当該非課税口座異動届出書に当該確認をした旨及び当該書類の名称を記載しなければならない。

2　非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所（以下この条において「移管前の営業所」という。）の長に対して当該非課税口座に関する事務の全部を当該金融商品取引業者等の他の営業所（以下この条において「移管先の営業所」という。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなつた場合において、当該非課税口座に係る法第九条の八に規定する非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得及び非課税口座内上場株式等の譲渡による所得につき引き続き当該移管先の営業所において同条及び法第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとするときは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座移管依頼書」という。）を、当該移管前の営業所を経由して、当該移管先の営業所の長に提出しなければならない。

3　非課税口座移管依頼書が移管先の営業所に受理された場合には、前項の規定による移管があつた日以後における当該移管があつた非課税口座に係る法第三十七条の十四第一項から第十四項までの規定の適用については、当該非課税口座に係る移管前の営業所の長がした非課税口座開設届出書の受理、同条第十一項において準用する同条第七項の規定による確認その他の手続は、当該移管先の営業所の長がしたものとみなす。